

改正

令和2年12月18日掛川市条例第38号

掛川市税外収入金の延滞金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の市の歳入（以下「税外収入金」という。）に係る延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(納期限後に納付する税外収入金の延滞金)

第2条 法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者は、当該税外収入金の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項の規定による延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(端数計算)

第3条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税外収入金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税外収入金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金の減免)

第4条 市長は、税外収入金を納付すべき者が第2条第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金の額を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、附則第6項から第11項までの規定、附則第12項中掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）第7条の改正、附則第13項、第15項及び第16項の規定、附則第19項中掛川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年掛川市条例第4号）第5条第2項の改正並びに附則第20項、第22項及び第23項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に納入の通知がされた税外収入金については、なお従前の例による。

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（掛川市行政財産の使用料条例の一部改正）

4 掛川市行政財産の使用料条例（平成17年掛川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（掛川市行政財産の使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

5 前項の規定による改正後の掛川市行政財産の使用料条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（掛川市公共下水道事業負担金条例の一部改正）

6 掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（掛川市公共下水道事業負担金条例の一部改正に伴う経過措置）

7 前項の規定による改正後の掛川市公共下水道事業負担金条例の規定は、延滞金及び督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

- 8 掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成17年掛川市条例第100号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 前項の規定による改正後の掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例の規定は、延滞金及び督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(掛川市戸別浄化槽条例の一部改正)

- 10 掛川市戸別浄化槽条例(平成17年掛川市条例第101号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(掛川市戸別浄化槽条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 前項の規定による改正後の掛川市戸別浄化槽条例の規定は、延滞金及び督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(掛川市介護保険条例の一部改正)

- 12 掛川市介護保険条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(掛川市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 前項の規定による改正後の掛川市介護保険条例第7条の規定は、督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

- 14 第12項の規定による改正後の掛川市介護保険条例第8条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(掛川市道路占用料等徴収条例の一部改正)

- 15 掛川市道路占用料等徴収条例(平成17年掛川市条例第134号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(掛川市道路占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 16 前項の規定による改正後の掛川市道路占用料等徴収条例の規定は、延滞金及び督促手数料のう

ち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(掛川市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

17 掛川市準用河川占用料等徴収条例(平成17年掛川市条例第137号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(掛川市準用河川占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

18 この条例の施行の日前に納入の通知がされた流水占用料等については、なお従前の例による。

(掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

19 掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

20 改正後の掛川市後期高齢者医療に関する条例第5条第2項の規定は、督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

21 改正後の掛川市後期高齢者医療に関する条例第6条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正)

22 掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例(平成24年掛川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正に伴う経過措置)

23 改正後の掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例の規定は、延滞金及び督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による

附 則(令和2年12月18日掛川市条例第38号)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

2 改正後の掛川市税外収入金の延滞金に関する条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。